

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

平成29年 3月24日第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)
届出日	平成28年 8月22日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ラルズ 代表取締役 猫宮 一久	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ビッグハウス明野店 苫小牧市明野新町5丁目18-27	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ラルズ 代表取締役 猫宮 一久 札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号	
(3) 変更日	(開店時刻及び閉店時刻、駐車場の利用時間帯) 平成28年8月23日 (店舗面積) 平成29年4月23日	
(4) 店舗面積の合計	(変更前) 2,241㎡ (変更後) 2,732㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	120台(変更なし)
	駐輪場の収容台数	15台(変更なし)
	荷さばき施設の面積	183㎡(変更なし)
	廃棄物保管施設の容量	25㎡(変更なし)
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	(変更前) 午前10時00分～午後9時00分 (日曜日午前9時00分) (変更後) 午前7時00分～午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	(変更前) 午前9時30分～午後9時30分 (日曜日午前8時30分) (変更後) 午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	3箇所(出入口 3箇所)(変更なし)
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分 (変更なし)

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	指針必要駐車台数 105台 ≤ 120台				
	従業員駐車場等の整備	駐車場内及び隔地に確保 (105台以上)				
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	平面自走式15台分設置				
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。				
	搬入車両等の誘導	搬入が、一度に集中しないよう計画的に時間帯を設定している。				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・特別なセール、年末等の売り出し時には交通整理員を配置し、交通渋滞の緩和、交通安全に努めている。 ・荷捌き車両の出入の際には、歩行者や自転車の交通安全の確保に努めている。 				
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別なセール、年末等の売り出し時には出入口付近に交通整理員を配置し、交通渋滞の緩和、交通安全に努めている。 				
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪業者と契約し、降雪 10cm 程度で出動し、店舗開店前に除雪作業を終了させる。 ・堆積場が満杯になる前に排雪し、来客用駐車台数の確保に努めている。 ・路上に堆積された雪で、出入口付近の見通しが悪化し交通安全上の問題が発生した場合は、適切に雪の搬出をする。 					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	45 dB	○	
		2	55 dB	46 dB	○	
		3	55 dB	44 dB	○	
		4	55 dB	52 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	32 dB	○	
		2	45 dB	36 dB	○	
		3	45 dB	36 dB	○	
		4	45 dB	32 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	40dB	40dB	○
		a2	冷凍機②	40dB	30dB	○
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導している。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮している。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間 (午後 10 時から午前 6 時まで) は実施しない。 			
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより、搬入台数を減少させ騒音の軽減に配慮している。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させている。 			
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は住居等から離れた位置に設置している。 				
青少年等の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後については、駐車場出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音対策を講じている。 				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じていく。 ・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。 				

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 13.256m ³ ≤ 設置容量 25m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ庫は、屋内密閉型としており、発散防止及び散乱防止に配慮している。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図っている。 法や条例に基づき適切な運搬・処理をする。 設置容量は、指針による容量を上回っている。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底している。 古紙等のリサイクルを徹底している。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 現状において近隣からの苦情は無い。 今後苦情があった場合は適切な対応策を講じる。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じていく。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明や広告塔照明はその光により住民等に悪影響を与える「光害」を生じることが無いよう、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは 10 ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮している。 当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われ、協力依頼があった場合は、その取組みを阻害することの無いよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等の敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている範囲の物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 営業終了後は、建物に機械警備をかけ防犯対策を講じている。 所轄警察署との連携を図って店長が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	【北海道札幌方面苫小牧警察署交通第一課】 届出書案一式を提出し、今回の変更について説明。指摘事項等は特に無かったが、駐車場の防犯カメラの設置の要望があり、検討する旨を回答。
	地元市町村	<ul style="list-style-type: none"> 【苫小牧市環境衛生部環境保全課】 <ul style="list-style-type: none"> 変更届出書一式を提出し、今回の変更について説明。 特に問題ない旨の回答。 【苫小牧市産業経済部商業観光課】 <ul style="list-style-type: none"> 変更届出書一式を提出し、今回の変更について説明。 関係各課との事前協議をするよう指導を受け、了承。 【苫小牧市教育委員会教育部学校教育課】 <ul style="list-style-type: none"> 変更届出書一式を提出し、今回の変更について説明。 また、開店時刻を午前7時で届出するが、通常は9時開店であり、朝市等は日曜祝祭日に開催するため、登校時間帯には影響ない旨を説明。 学校へ工事車両に注意するよう周知する必要があるため、工事時期が確定したら連絡するよう指導があり、了承。 【苫小牧市市民生活部安全安心生活課】 <ul style="list-style-type: none"> 変更届出書一式を提出し、今回の変更について説明。 また、開店時刻を午前7時で届出するが、通常は9時開店であり、朝市等は日曜祝祭日に開催するため、登校時間帯には影響ない旨を説明。 特に指摘事項は無し。 【苫小牧市総合政策部まちづくり推進課】 <ul style="list-style-type: none"> 売り場面積の増床計画について説明。 特に指摘事項無し。
	道路管理者	—
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見無し
(2)住民等の意見	意見無し

5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見無し

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。